

下田総合庁舎 定例記者懇談会資料

令和6年9月25日

賀茂地域局

次回の定例記者懇談会
令和6年10月25日（金）
午前9時30分から
会場：賀茂キャンパス

目 次

◎重要施策発表

10月は里親月間です・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(賀茂健康福祉センター)

◎令和6年10月の行事予定

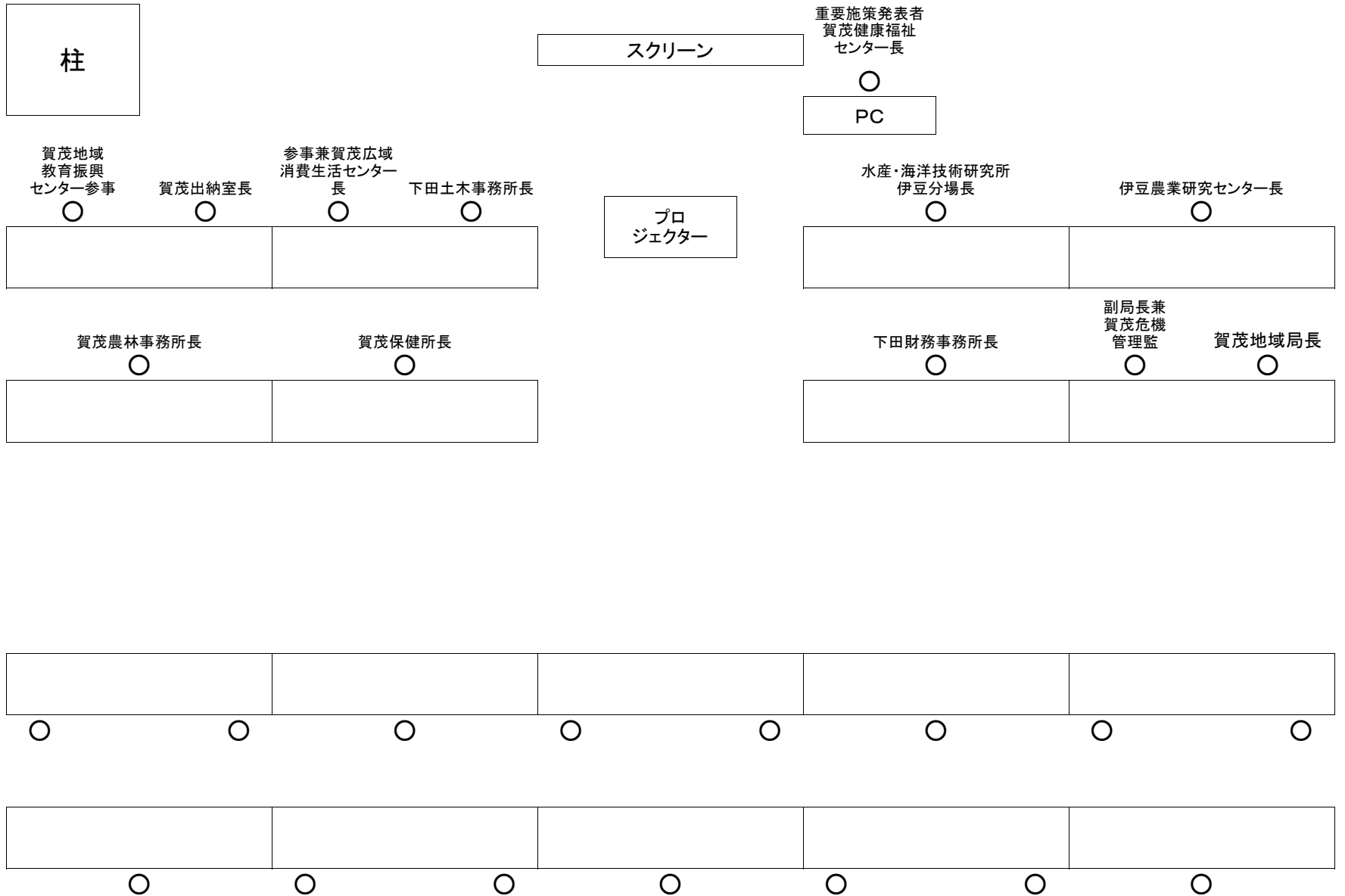
行事予定表・・・・・・・・・・・・・・・・	17
初開催！異業種交流会「集まれ！賀茂で働く若者たち！」の開催について	19
	(賀茂地域局)
10月の防災講座・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	(賀茂地域局)
軽油引取税に係る自動車用燃料の路上抜取調査結果について	23
	(下田財務事務所)
賀茂地域「こどもから大人へのメッセージ事業」	24
	(賀茂健康福祉センター)
賀茂地域食育指導者研修会・・・・・・・・	26
	(賀茂健康福祉センター)
河津小学校わさびの授業開催について	27
	(賀茂農林事務所)
工事安全パトロールの実施について	30
	(賀茂農林事務所)
くくりわな技術向上講習会の開催について	33
	(賀茂農林事務所)
賀茂地域青年農業士連絡会出前講座について	35
	(賀茂農林事務所)
賀茂農林事務所経営改革講座 経営計画発表会	36
	(賀茂農林事務所)

定例記者懇談会構成員名簿

	役職名	氏名
1	賀茂地域局長	しらとり みちひろ 白鳥 満啓
2	賀茂地域局副局長兼賀茂危機管理監	やまなし よしゆき 山梨 義之
3	伊豆観光局長	いちかわ けん 市川 顯
4	下田財務事務所長	かみや あきよし 神谷 明良
5	賀茂健康福祉センター所長	すずき ふじお 鈴木 藤生
6	賀茂健康福祉センター医監兼賀茂保健所長	ほんま よしゆき 本間 善之
7	賀茂農林事務所長	ふかの ちえこ 深野 智恵子
8	農林技術研究所伊豆農業研究センター長	ばば ふじお 馬場 富二夫
9	水産・海洋技術研究所伊豆分場長	わしやま ひろふみ 鷺山 裕史
10	下田土木事務所長	さとう まさふみ 佐藤 雅史
11	賀茂広域消費生活センター所長	くらしま ひろあき 倉島 浩彰
12	賀茂出納室長	まつなが としの 松永 俊乃
13	賀茂地域教育振興センター参事	つちや かずみ 土屋 一巳
14	賀茂地域局次長兼地域課長	しらつち たつお 白土 達夫
15	賀茂地域局参事兼危機管理課長	すずき かなめ 鈴木 要

賀茂地域定例記者懇談会 座席表

(下田総合庁舎別館 2階 賀茂キャンパス)



R6.9.25 重要施策発表

10月は里親月間です

静岡県賀茂健康福祉センター相談課
(静岡県賀茂児童相談所)

ただ今から、「10月は里親月間です」と題して重要施策発表を行います。

なお、「賀茂健康福祉センター相談課」は、県の組織名ですが、児童福祉法に基づく賀茂児童相談所としての看板を併せ持っています。

児童相談所

根拠 児童福祉法第12条 都道府県等に設置義務がある

機能 ①市町村援助機能

②相談機能（専門的な知識・技術を必要とするもの）

③一時保護機能

④措置機能

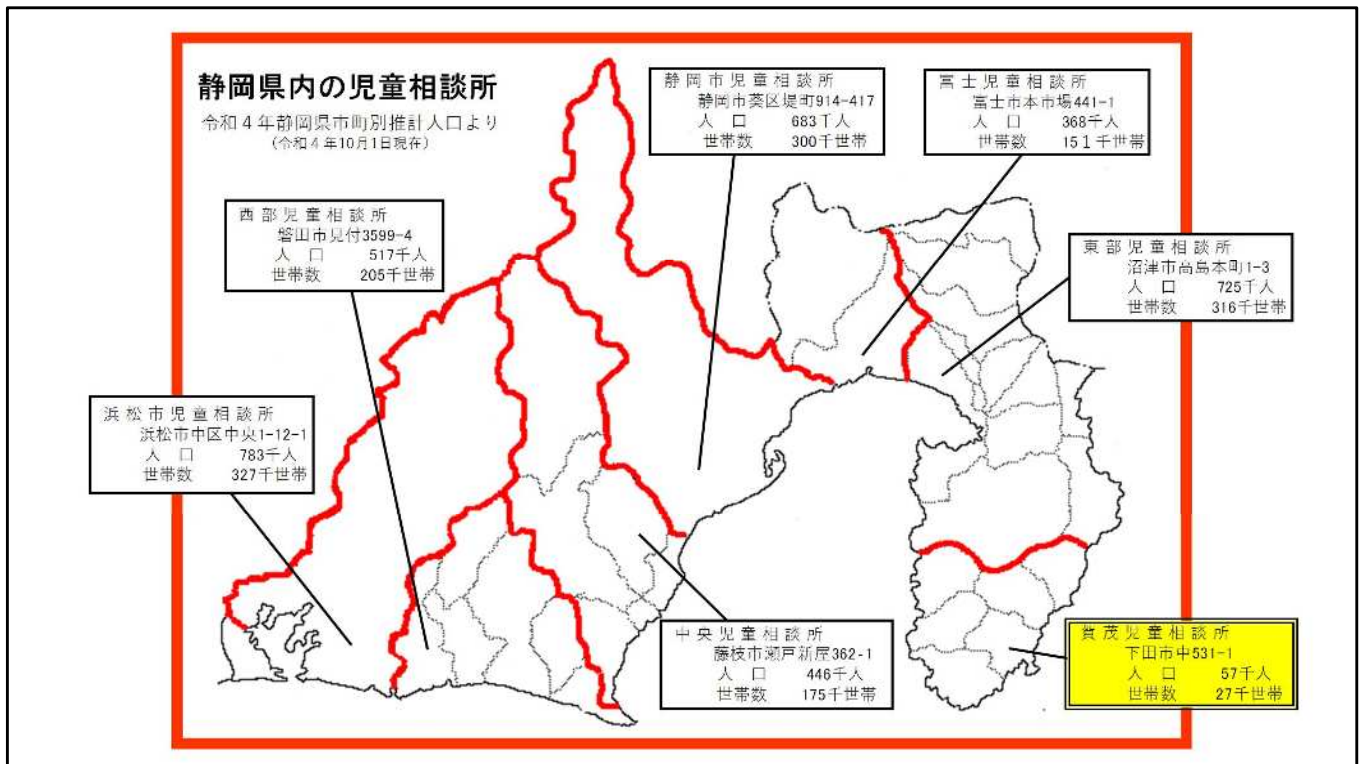
- ・こどもやその保護者を児童福祉司、児童委員、市町村、児童家庭支援センターに指導させる
- ・ファミリーホームや里親にこどもを委託する
- ・施設にこどもを入所させる

まず、児童相談所について説明します。

児童相談所は、児童福祉法第12条に基づき、都道府県や政令指定都市などに設置される行政機関です。都道府県・政令市には設置義務があります。

児童相談所の機能は、市町の相談活動の広域的な調整や情報提供、専門的な相談、一時保護、措置です。

なお、措置とは子どもや保護者を児童福祉司などに指導させること、里親などにこどもの養育を委託すること、施設にこどもを入所させることです。



次に、静岡県内の児童相談所を紹介します。
 静岡県は、東から賀茂、東部、富士、中央そして西部の5つの児童相談所を設置しています。
 賀茂児童相談所、略して賀茂児相は下田市と賀茂郡の5町を管轄しています。
 ほかに、静岡市、浜松市も独自に児童相談所を設置しています。

県児童相談所別・内容別の相談件数（R4）

	養護相談		障害相談					非行相談		育成相談				その他	計
	虐待	その他養護	肢体不自由	言語障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	く犯	触法行為	性格行動	不登校	適性	育児しつけ		
中央児相	361	25	1	4	2	933	2	50	8	25	1	0	2	3	1,417
賀茂児相	34	8	0	31	0	47	0	1	0	20	5	1	3	4	154
東部児相	841	32	0	0	8	759	1	30	23	71	2	1	0	9	1,777
西部児相	369	36	1	0	8	926	1	32	22	45	5	8	9	21	1,483
富士児相	449	50	2	0	1	527	0	26	5	63	1	0	0	60	1,184
県児相合計	2,054	151	4	35	19	3,192	4	139	58	224	14	10	14	97	6,015

※静岡市・浜松市設置児童相談所分を除く。

こちらは県の児童相談所別・内容別の令和4年度の相談状況です。

相談の特徴として、目立つのは虐待などの養護相談と知的障害相談です。

虐待相談はほとんどが通告という形で情報が入ってきます。通告を受けるとすぐ児童相談所は児童の安全を確認し、保護の必要性を協議します。

虐待相談件数は年々増加しており、家庭で暮らすのに支援の必要な児童が増えていきます。

そのほか、相談件数の多いのが知的障害相談です。これは療育手帳の判定依頼です。療育手帳は、各種障害サービスの利用につながるもので、知的発達程度の検査は児童相談所が行っています。

※ 賀茂健康福祉センター相談課は、賀茂児童相談所の他に、もう一つ、知的障害者福祉法に基づく賀茂知的障害者更生相談所としての看板も掲げています。

児童福祉法と「施設」

昭和22年成立 戦災孤児の施設収容

平成28年改正 施設から家庭へというビジョン

『新しい社会的養育ビジョン』と9つの柱が示された

- ①市区町村の子ども家庭支援体制の構築
- ②児童相談所改革・一時保護改革
- ③里親への支援体制の強化と里親制度改革
- ④永続的解決としての特別養子縁組の推進
- ⑤乳幼児の家庭養育原則の徹底と取組目標
- ⑥子どものニーズに応じた養育の提供と施設の改革
- ⑦自立支援（リービングケア・アフターケア）
- ⑧人材の専門性の向上
- ⑨都道府県の計画見直しと国の支援

既に述べたとおり、児童相談所の機能として措置があります。

ここでは、児童福祉法と施設の関係を見ていきます。

昭和22年に児童福祉法が成立した当時は、戦災孤児の収容が、施設入所の大きな社会的使命でした。

しかし、時代とともに施設の役割も変わり、平成28年に社会情勢の変化を背景に、今後の方向性を示すため児童福祉法が改正されました。

法改正にともない、それを具体化するために「新しい社会的養育ビジョン」が国によって示されました。

新しい社会的養育ビジョンには、大きな柱が9つあります。中でも特徴的な傾向としては市区町村の役割が増加したことと、家庭での養育を重視するようになったことです。

特に、5つ目の柱として、乳幼児は原則として家庭で養育されるとする原則が示されたことで、施設から里親への方針転換が明確になりました。

家庭養育優先原則

・施設の小規模化と家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境



こちらは家庭養育優先原則を表した図です。

上段の右向き矢印の方向に沿って、大きな施設から小さな地域の施設へ、さらにファミリーホーム、里親へと、より家庭に近い養育環境になっていきます。

また、国は里親委託率を50%とする目標を示しました。

里親委託率というのは、家庭で生活できず社会的養育を必要としている児童のうち、里親とファミリーホームのどちらかに委託されている児童の割合です

静岡県の里親委託率 (R4) ※静岡市・浜松市設置児童相談所分を除く。

	施設数	入所児童数	退所児童数	年度末在籍児童数
乳児院	2	23人	25人	38人 ア
児童養護施設	8	43人	55人	219人 イ

	登録数・事業所数	新規委託児童数	委託取消児童数	年度末委託児童数
里親	367	22人	33人	84人 ウ
ファミリーホーム(FH) (小規模住居型児童 養育事業)	7	6人	2人	19人 エ

$$\text{里親委託率} = \frac{\text{里親ウ} + \text{FHエ}}{\text{乳児院ア} + \text{児童養護施設イ} + \text{里親ウ} + \text{FHエ}} = \frac{84 + 19}{38 + 219 + 84 + 19} = 28.6\%$$

こちらの表は、静岡県内の令和4年度末の、上段が乳児院・児童養護施設別の施設入所児童数を示し、下段が里親・ファミリーホームに委託されている児童の数を示しています。

下段の式により、社会的養育を必要としている児童数アイウエ計360人に占める里親とファミリーホームへの委託児童数ウエ計103人の割合すなわち里親委託率を算出すると28.6%になります。

里親とは

根拠 児童福祉法第6条の4

期待 特定の大人との愛着関係のもとで養育されることにより自己肯定感を育み、人との基本的信頼感を獲得し、将来家庭生活を築く上でのモデルとする

要件

- ・養育に理解・熱意があり児童への愛情があること
- ・経済的に困窮していないこと
- ・養育里親研修を終了していること
- ・欠格事由（法令違反、虐待歴）がないこと

※養育里親のほかに養子縁組里親、親族里親がある

※ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は定員5～6人で児童相談所は里親と同じ支援を行う

あらためて里親について説明しておきます。

里親は児童福祉法第6条の4に定められた養育者です。

自分の家庭に児童を迎えて養育するので、特定の大人との愛着関係を築くことが期待できます。

研修を受けるなど一定の要件はありますが、里親として登録された後も児童相談所がサポートしていきます。

なお、ファミリーホームは里親と同じように自宅で暮らせない児童を家庭に招き入れて養育しますが、定員が5人から6人であり、児童集団を形成するところが里親と違う点です。

里親月間

いま、里親になろう！

それぞれの事情で親と離れて暮らす子どもたち。

日本には約4万2千人います。

そうした子どもを自分の家庭に迎え入れ、

必要な生活費や養育に関する相談など、

さまざまなサポートを受けながら育てるのが

「里親制度」です。



国は10月を里親月間と定め、里親を求め、里親への理解が社会的に進むよう、全国一斉に集中的な啓発キャンペーンの活動を行うこととしています。静岡県でもこの時期、集中的な啓発キャンペーンを行います。

里親月間啓発キャンペーン

キャンペーン



まちかど相談会



様々な啓発活動の中でも特に今年度、力を入れているのが「**まちかど相談会**」です。

この事業は、啓発ポスターの掲示や啓発文具の配布を行う「キャンペーン」と併せて、地元スーパーマーケットと協働し、相談ブースを設置して、関心のある方に里親活動について説明を行うものです。

現在、地元スーパーマーケットとご相談しながら、秋以降に「キャンペーン」と「街角相談会」を開催することを計画中です。

まとめ

児童相談所は、さまざまな事情から親元で暮らせない児童の支援をしている。

国は里親による養育を優先する方針を出した

10月は里親月間です。

最後に、本日の里親に関する重要施策発表のポイントについて、もう一度、おさらいをさせていただきます。

まず、児童相談所では、様々な事情から、親元で暮らせない児童の支援をしていることを御承知おき願います。

次に、国は児童養護の施策において、児童の健全な成長のため、これまでの大きな施設での集団的養育中心の方針から、里親などによる家庭的な養育を優先する方針に切り替えていることも御承知おき願います。

そして、最後に、来月10月は、里親月間です。親元で暮らせない児童を家庭に迎え入れ、家族同様に育む里親の存在について、秋の夜長に思いをさせていただければと思います。

賀茂児童相談所からの重要施策発表は、以上です。

ご静聴ありがとうございました。

10月は里親を求める運動を実施する「里親月間」です

(賀茂健康福祉センター)

1 概要

10月は「里親月間」です。全国で里親を求める運動を重点的に行います。賀茂健康福祉センターでは、より多くの方に里親制度を知っていただき、社会全体で里親を支援する気運を高めるため、次のキャンペーンを実施します。

キャンペーン 「もっと知って里親のこと！」

- 期間 令和6年10月1日(火)～10月31日(木)
- 会場 静岡県下田総合庁舎1階エントランスホール
- 内容 里親関連ポスターの掲示・啓発品(文房具)の配布

2 里親について

(1) 里親とは

私たちの身近には、経済的困窮、虐待、親の行方不明等様々な事情で家族と一緒に暮らせない子どもたちがいます。

そのような子どもたちを自分の家族の一員として家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する人のことを「里親」と言います。

(2) 里親に求められる役割

家族と離れて暮らす子どもたちの中には、大人との信頼関係が築けず、様々な問題を引き起こす子もいます。((例)・他人の顔色を伺う・大人からの叱責を恐れて嘘でごまかしたりする・感情のコントロールが苦手 等)

里親による養育には、このような子どもたちの気持ちに寄り添い、子どもたちの生活や養育者のモデルとなること、関係機関(学校や児童相談所等)と連携していくことが必要です。

(3) 里親として養育する期間

養育期間は、必要に応じ数日から十数年までと様々です。((例)・週末単位や長期休み(ショート・ルフラン)・緊急一時保護・子どもの自立や家庭復帰まで 等)

(4) 里親の現状(令和5年度)

	静岡県全体 ※1	うち 賀茂地域
認定里親数 (参考:1万世帯当たり認定里親数 ※2)	374 組 (4.24 組)	9 組 (3.34 組)
委託中の里親数	73 組	3 組
里親委託児童数	86 人	3 人

※1:静岡市・浜松市を除く。 ※2:R5.10.1世帯数(県統計調査課人口推計)を積算に用いた。

3 里親希望・問合せ先

各市町福祉窓口・児童家庭支援センター・児童相談所

担当:相談課 渡瀬
連絡先:0558-24-2038

里親ってなあに？



♥ 里親とは...？

子どもは、親の愛情に恵まれた家庭で育てられることが望ましいのですが、私たちの身近には、経済的困窮、虐待、親の行方不明等さまざまな事情で家庭での養育ができなくなった子どもたちがいます。

そのような子どもたちを自分の家庭に迎え入れ、あたたかい愛情と正しい理解をもって養育する人のことを「里親」と言います。

里親制度は児童福祉法に基づいて、里親となることを希望する家庭の下での養育を、子どもたちに提供する制度です。

里親には、健やかに子どもを養育するため、守っていただく決まり（「里親が行う養育に関する最低基準」）が定められています。具体的には、委託された子どもへの虐待の禁止、必要な教育を受けさせること、健康や衛生の管理、秘密の保持、子どもの養育を記録して児童相談所へ報告することなどです。

静岡県

里親の種類

養育里親

様々な事情があって家庭で生活することができない18歳まで(必要な場合は20歳まで)の子どもを、子どもが自立したり、家庭に戻ったりするまで、養育する里親です。

専門里親

養育里親のうち、虐待を受けた経験のある子どもや、障害のある子どもを、経験と専門知識を活かして養育する里親です。

専門里親になるには、3年以上の養育里親経験などの要件があります。

養子縁組里親

養子縁組を前提とした里親で、将来にわたって親が養育していく見込みがなく、養子縁組が望まれる子どもを自分の養子として養育することを希望する里親です。

養子縁組の成立には家庭裁判所の審判が必要です。

親族里親

子どもの扶養義務者で、親が死亡や行方不明等の事情により子どもを養育できなくなった場合に、里親としての認定を受けて養育する里親です。



里親になるまでの手続き



※養育里親・養子縁組里親の登録については5年ごと、専門里親については2年ごとに更新があり、更新には研修受講が必要です。

里親になる ための要件

特別な資格は必要ありませんが、次のような要件が必要です。

- ① 要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること
- ② 経済的に困窮していないこと(要保護児童の親族である場合を除く)
- ③ 里親研修を修了していること(養育里親・養子縁組里親・専門里親)
- ④ 里親になることを希望する者及びその同居人が欠格事由(※)に該当しないこと

※欠格事由について

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者 等

※要件の詳細は、お住まいの地域の児童相談所へご相談ください。



里親について Q&A



Q: 里親登録をしたらどれくらいで子どもが委託されますか？

A: 面会や交流を繰り返し、相性などを確認したうえで委託します。登録後、すぐに委託される場合もありますし、委託までに時間がかかる場合もあります。委託されるかどうかを含めて、時期はさまざまです。

Q: 何人まで養育ができますか？実子がいても里親になれますか？

A: 同時に養育できる委託児童は、養育里親の場合4人、専門里親の場合2人までです。また、実子がいても里親になることは可能ですが、委託児童と合わせて6人を超えることはできません。

Q: 子どもの性別・年齢などの希望は言えますか？

A: 里親さんから事前に子どもの性別・年齢・養育期間など希望は伺いますが、ご希望にそえることばかりではありません。

Q: 夫婦共働きですが、里親になれますか？

A: 大丈夫です。委託された子どもの年齢により、保育所、放課後児童クラブ等の利用も可能です。

Q: 研修は、夫婦のどちらかの受講でも構いませんか？

A: ご夫婦での受講が必要です。

Q: 子どもの養育費は誰が負担するのですか？

A: 子どもの年齢や状況に応じて、生活費、教育費など一定額の経費が公費で支給されます。また、養育里親・専門里親については、里親手当も支給されます。

Q: 里親として養育する期間はどのくらいですか？

A: 養育をお願いする期間は数日間から数年間までさまざまです。例えば、普段は施設で生活している子どもを、週末だけ里親として預かる「ショート・ルフラン」という制度もあります。

「子育て短期支援事業」(ショートステイ・トワイライトステイ) といって、病気や育児疲れなどにより一時的に親が養育ができない子どもを、市町の依頼を受けて数日間の間預かることもあります。



里親を支援する制度

養育相談(児童相談所・児童家庭支援センター)	新しく子どもを迎え入れることで、思いがけない心配ごとや不安があるかもしれません。そんな時は、気軽に児童相談所・児童家庭支援センタースタッフに相談してください。
里親サロン・里親ひろば	里親さん達が集まり、子育てに関する情報や悩みなどを気軽に話題にして交流を深めています。これから里親になってみようとお考えの方も歓迎です。
レスパイト・ケア	里親さんをお願いしているお子さんを数日間お預かりして、里親さんを支援する制度を用意しています。お預かりする場所は、児童福祉施設や他の里親さんになります。外出等の用事の時だけでなく、里親さん自身のケアのためにも使えます。
里親賠償責任保険	万一、養育中の子どもが事故にあったり、他人の物を壊したりして里親に賠償責任が生じた場合には、県里親連合会を通じて加入している「里親賠償責任保険」による補償が受けられます。
地区里親会・県里親連合会	<p>里親制度の普及や里親同士の親睦や支援を目的とした、里親を会員とする組織です。児童相談所の地区ごとに里親会があり、児童相談所と連携をとりながら交流行事や研修等を行っています。また、各里親会が集まって、県里親連合会としても活動しています。</p> <p>静岡県里親連合会事務局 〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70 ☎054-254-5231 各地区里親会への連絡は、各児童相談所へお気軽にお問い合わせください。</p>



お問い合わせ先

〈児童相談所〉

児童相談所	住所	電話	お住まいの地域
賀茂児童相談所	〒415-0016 下田市中531-1	☎0558-24-2038	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
東部児童相談所	〒410-8543 沼津市高島本町1-3	☎055-920-2085	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町
富士児童相談所	〒416-0906 富士市本市場441-1	☎0545-65-2141	富士宮市、富士市
中央児童相談所	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1	☎054-646-3570	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
西部児童相談所	〒438-8622 磐田市見付3599-4	☎0538-37-2852	磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町
静岡市児童相談所	〒420-0947 静岡市葵区堤町914-417	☎054-275-2873	静岡市
浜松市児童相談所	〒430-0929 浜松市中区中央1丁目12-1	☎053-457-2703	浜松市



〈里親支援機関：児童家庭支援センター〉

	住所	電話	お住まいの地域
静岡恵明学園児童家庭支援センタースマイル	〒411-0801 三島市谷田1039-2	☎055-983-0555	賀茂児童相談所、東部児童相談所管内
誠信会児童家庭支援センターパラソル	〒417-0808 富士市一色168-1	☎0545-32-8125	富士児童相談所管内
児童家庭支援センターはるかぜ	〒425-0052 焼津市田尻58番地	☎054-656-3456	中央児童相談所管内

静岡県健康福祉部子ども未来局子ども家庭課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 TEL.054-221-3760

静岡県 里親制度

検索 

この印刷物は、3,000部作成し、1部あたりの印刷経費は11.8円です。印刷用の紙にリサイクルできます。

行事予定表（令和6年10月分）

日	曜日	賀茂地域局	下田財務事務所	賀茂健康福祉センター	賀茂農林事務所	下田土木事務所
1	火	防災講座 13:10-13:55 浜崎小学校		こどもから大人へのメッセージ事業 13:20-14:05 南伊豆町立南中学校 里親月間キャンペーン 10/1（火）～10/31（木）		
2	水					
3	木	防災講座 9:20-10:05 稲生沢小学校				
4	金					
5	土					
6	日					
7	月	防災講座 9:10-9:55 松崎小学校			わさび田見学 9:30-10:40 河津町梨本	
8	火	防災講座 13:00-14:35 下田小学校		賀茂地域食育指導者研修会 14:00-16:30 賀茂キャンパス		
9	水					
10	木	防災講座 14:30-15:15 河津小学校			工事安全パトロール 10:00-12:00 松崎町雲見	
11	金					
12	土					
13	日					
14	月					
15	火	防災講座 10:40-11:40 伊豆下田分校 防災講座 13:10-14:55 浜崎小学校				
16	水				くくりわな講習会 9:30-16:00 河津町役場ほか 青年農業士出前講座 13:35-15:25 南伊豆分校	
17	木	移動知事室 防災講座 13:25-15:15 下田中学校			経営改革講座 13:30-16:50 賀茂キャンパス	
18	金	移動知事室・知事公聴 防災講座 14:50-15:40 稲取中学校				
19	土					
20	日					
21	月	防災講座 9:10-11:00 松崎小学校				
22	火	防災講座 10:10-11:45 下田小学校 防災講座 15:00-16:20 下田看護専門学校				
23	水	防災講座 10:00-11:00 南伊豆認定こども園				
24	木	防災講座 13:25-15:15 下田中学校 下田中学職場体験 8:30-15:00 危機管理庁舎		健康キャンペーン 10:00-12:00 マックスパリュ西本郷店		
25	金	定例記者懇談会 9:30～ 賀茂キャンパス 下田中学職場体験 8:30-15:00 危機管理庁舎				
26	土	異業種交流会 14:00-17:00 賀茂キャンパス				
27	日					
28	月	防災講座 8:30-10:05 稲生沢小学校				
29	火					
30	水	防災講座 10:00-11:00 南伊豆認定こども園				
31	木	防災講座 9:05-10:55 熱川小学校 防災講座 13:30-14:20 松崎中学校				

行事予定表（令和6年10月分）

日	曜日	農林技術研究所 伊豆農業研究センター	水産・海洋技術研究所 伊豆分場	賀茂広域 消費生活センター	賀茂地域 教育振興センター	伊豆観光局
1	火					
2	水					
3	木					
4	金					
5	土					
6	日					
7	月					
8	火					
9	水					
10	木					
11	金					
12	土					
13	日					
14	月					
15	火					
16	水					
17	木					
18	金					
19	土					
20	日					
21	月					
22	火					
23	水					
24	木		下田中学職場体験 8:30-15:00 伊豆分場			
25	金		下田中学職場体験 8:30-15:00 伊豆分場			
26	土					
27	日					
28	月					
29	火					
30	水					

初開催！異業種交流会「集まれ！賀茂で働く若者たち！」の開催について

(賀茂地域局)

1 目的

静岡県若手職員プロジェクトチーム「あげアゲ隊」では、昨年度から所属の垣根を越えた交流を目的に市町職員との交流会を実施してきた。

今回、業種の垣根を越えた交流を広げるため、下記のとおり異業種交流会を開催し、今後の人脈形成や新たなコミュニティの形成につなげるとともに、地域活性化の向上に資する。

2 実施内容

(1) 日時

令和6年10月26日（土）午後2時から午後5時まで

(2) 場所

賀茂キャンパス（下田市中531-1 静岡県下田総合庁舎 別館2階）

(3) 対象

賀茂地域で働く10～30代（管外に勤める賀茂地域在住者も可）

(4) 内容

グループに分かれて以下のテーマを中心に意見交換

- ① 自己紹介
- ② 仕事について
- ③ 賀茂地域について思うこと
- ④ 自分の地元の魅力
- ⑤ 地域の子どもたちに伝えたいこと



イメージ写真

※取材いただける場合は、事前に以下担当まで御連絡ください。

担 当：危機管理課 笹原

連絡先：0558-24-2004

集まれ！ 賀茂で働く 若者たち！

友達を増やしたい！人脈を広げたい！賀茂ライフの楽しさを増やしたい方おすすめ！！

異業種交流イベント実施します！！

締切
10/11(金)

参加費用
300円

お申し込みは
こちらから！



おやつを食べながら、
普段関わらない人とトーク！

10.26日 14:00～17:00

下田総合庁舎 2階 賀茂キャンパス

※参加申込が多い場合は、期限前に締切とさせていただきます。

(静岡県下田市中531-1)

お問合せ先

静岡県若手職員プロジェクトチーム あげアゲ隊(担当:衛生業務課 白井)

【電話】0558-24-2054 【メール】kfkamo-eisei@pref.shizuoka.lg.jp

定例記者懇談会資料

10月の防災講座

(賀茂地域局)

(概要)

賀茂地域局では、地域防災力を強化するため、自主防災組織、教育機関等と連携し、防災講座を開催する。

(開催スケジュール)

	実施日時	実施場所	実施対象	内容等
①	10月1日(火) 13:10～13:55	浜崎小学校 (下田市)	4年生 約10人	災害イメージトレーニング (家庭編)
②	10月3日(木) 9:20～10:05	稲生沢小学校 (下田市)	5年生 約30人	風水害講座
③	10月7日(月) 9:10～9:55	松崎小学校 (松崎町)	4年生 約20人	サバイバルスキルアップ講座
④	10月8日(火) 13:00～14:35	下田小学校 (下田市)	4年生 約40人	防災まち歩き
⑤	10月10日(木) 14:30～15:15	河津小学校 (河津町)	4年生 約40人	サバイバルスキルアップ講座
⑥	10月15日(火) 10:40～11:40	伊豆下田分校 (下田市)	全校 約20人	防災ダック 地震体験(車)
⑦	10月15日(火) 13:10～14:55	浜崎小学校 (下田市)	4年生 約10人	災害イメージトレーニング (学校編)
⑧	10月17日(木) 13:25～15:15	下田中学校 (下田市)	2年生 約130人	災害図上訓練(DIG)
⑨	10月18日(金) 14:50～15:40	稲取中学校 (東伊豆町)	全校 約100人	防災講話 ※学校主催の防災訓練実施
⑩	10月21日(月) 9:10～11:00	松崎小学校 (松崎町)	4年生 約20人	災害図上訓練(DIG)

⑪	10月22日（火） 10:10～11:45	下田小学校 （下田市）	4年生 約40人	災害イメージトレーニング （学校編）
⑫	10月22日（火） 15:00～16:20	下田看護専門学校 （下田市）	1、2年生 約40人	地震体験（車）
⑬	10月23日（水） 10:00～11:00	南伊豆認定こども園 （南伊豆町）	4歳児 約40人	防災ダック 地震体験（車）
⑭	10月24日（木） 13:25～15:15	下田中学校 （下田市）	2年生 約130人	避難所運営ゲーム （HUG）
⑮	10月28日（月） 8:30～10:05	稲生沢小学校 （下田市）	5年生 約30人	紙ぶるる
⑯	10月30日（水） 10:00～11:00	南伊豆認定こども園 （南伊豆町）	5歳児 約40人	防災ダック 地震体験（車）
⑰	10月31日（木） 9:05～10:55	熱川小学校 （東伊豆町）	5、6年生 約50人	ジュニア版避難所運営 ゲーム（HUG）
⑱	10月31日（木） 13:30～ 14:20（予定）	松崎中学校 （松崎町）	1年生 約30人	未定

（お願い）

- ・ 防災講座の取材においては、各学校まで取材を行う旨をご連絡ください。
- ・ 講座の内容については、変更になる場合があります。
- ・ 講座の内容に関するお問合せは下記担当までお願いいたします。

担 当：危機管理課 鈴木
連絡先：0558-24-2004

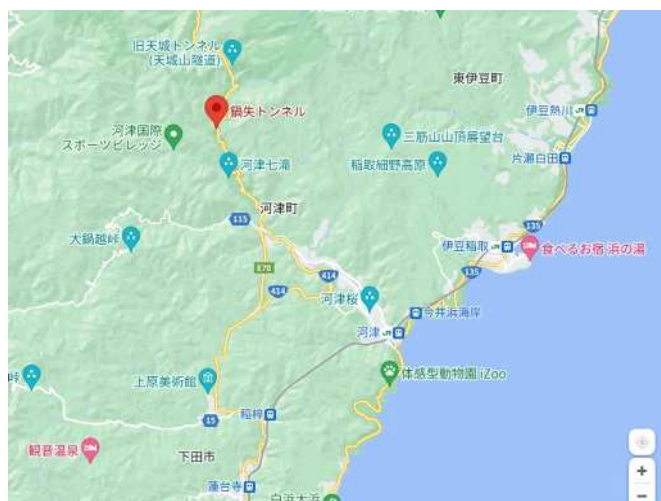
軽油引取税に係る自動車用燃料の路上抜取調査結果について

(下田財務事務所)

(要旨)

令和6年9月5日、東海四県が連携し、軽油引取税調査強調月間の一環として、主要幹線道路等で一斉に路上抜取調査を実施した。下田財務事務所は、同日午後1時20分から午後3時20分まで、国道414号線上路（賀茂郡河津町梨本地先：旧料金徴収所跡）において、自動車用燃料の路上抜取調査を実施し、走行中のディーゼル自動車を停車させ、燃料の採取・分析を行った。

項目		調査件数 (実施回数)		抜取本数		うち、クマリン反応が認められたもの		うち、その他の異常が認められたもの	
						本数	割合	本数	割合
静岡県	下田	1	件	12	本	0	本	0	本
	沼津	1	件	22	本	0	本	0	本
	静岡	1	件	20	本	0	本	0	本
	浜松	1	件	20	本	0	本	0	本
	計	4	件	74	本	0	本	0	本



(参考)

この調査は、不正軽油による脱税を防止し、併せて軽油引取税の適正な賦課徴収について理解を求めることを目的として実施する。

(根拠規定：地方税法第144条の11第1項第3号及び同条第3項)

担当：課税課課税第2班
連絡先：0558-24-2016

定例記者懇談会資料

賀茂地域「こどもから大人へのメッセージ事業」

(賀茂健康福祉センター)

(目的)

賀茂地域の学校における「たばこ対策教育」を充実させ、こどもたちが、たばこの害や受動喫煙防止の必要性について考え、周囲の大人に対しメッセージを送ることで、家族や地域全体でたばこについて考える機会とする。また、メッセージを受け取った大人が自身の行動を振り返り、大人からこどもへメッセージを返すことで、県民全体で「受動喫煙防止」の意識向上を図る。

(概要)

日時	令和6年10月1日(火) 午後1時20分から2時05分まで
開催会場	南伊豆町立南中小学校 2階 視聴覚室 (南伊豆町上賀茂80)
対象	小学3年生 14人
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・パペット人形劇の掛合いによる講義 ・グループワーク「受動喫煙の害から身を守る方法を考える」 ・メッセージ作成 当日「こどもから大人へ」 授業の感想をもとに、身近な大人にメッセージを書く。 後日「大人からこどもへ」 こどもからもらったメッセージに対し返事を書く。
従事者	賀茂健康福祉センター健康増進課職員、 南伊豆町健康増進課職員、 人形劇団

(その他)

- ・当日、取材に来られる場合は、前日までに下記担当までご連絡ください。
- ・取材に来られる場合の駐車場は、校舎職員室前の8区画をご利用ください。

担 当：健康増進課
連絡先：0558-24-2037

参考（県内小学校へ配布した案内チラシ）

こどもから大人へのメッセージ事業

静岡県では、小学3、4年生に対して、受動喫煙防止教育を行い、その授業を受けた子どもが家庭や教師などの大人にメッセージを贈る「こどもから大人へのメッセージ事業」を行っています。

①こどもへの健康教育

県健康福祉センターの職員等が小学校において寸劇や紙芝居等を用いて受動喫煙防止教育を行います。

- ・時期：令和6年6月～12月
- ・対象：小学3、4年生
- ・時間：45分程度

たばこの健康への害や受動喫煙防止の必要性を伝えます。



②こどもから大人へのメッセージ

①の健康教育実施後にこどもが受動喫煙防止に対する考え方について、メッセージカードを作成し、保護者や教師等の大人に贈ります。

こどもからのメッセージを受けた大人は、子どもに対しメッセージ（受動喫煙防止宣言等）を記入し、こどもを通じて学校に提出します。



こども
↓
大人

お父さんへ
仕事でストレスがたまった時なんかは、
たばこをすわずにぼくに相談してください。

お母さんへ
たばこをすっているよりも、たばこのけむりを
すっているほうがどくなんだよ。
どくは200しゅるいなんだって。

大人
↓
こども

心配してくれてありがとう。
お父さんも健康のためにたばこをやめたいと
思っていたから、これで終わりにするね。
ずっと元気な体で楽しく過ごしたいと思うよ。

お母さんはたばこをすわないけれど
職場ですっている人がいるので職場が禁煙に
なればいいのと思うよ。○○がおなか
にいるときにはたばこをすう人のそばには
行かないようにしたよ。

③大人による受動喫煙防止宣言

こどもからメッセージを受けた大人が、学年部会やPTA総会等で受動喫煙防止宣言をします。

本事業の実施を希望される場合は、令和6年6月14日（金）までに小学校の所在市町を管轄する県健康福祉センターにメール又はFAXにて裏面の申込書の提出をお願いします。

静岡県健康福祉部健康増進課

定例記者懇談会資料

賀茂地域食育指導者研修会

(賀茂健康福祉センター)

(目的)

賀茂地域の食育を推進するため、給食を通して食育を実施している食育指導者を対象に研修会を行う。

今年度は、賀茂教育研究会 学校給食研修部が取り組んでいる「ICTを活用した食教育」と同テーマで開催し、給食現場におけるICT活用の推進を図る。

また、現在行っているICT活用状況等について情報交換を行い、給食現場における食育の更なる充実を図る。

(概要)

日時	令和6年10月8日(火) 午後2時から4時30分まで
開催会場	静岡県下田総合庁舎 2階 第8会議室 (賀茂キャンパス)
内容	講師:EL think 代表 山崎 靖晃 氏 テーマ:「ICTを活用した食教育」 (1)素材作成のコツ (料理写真の撮り方、動画の編集) (2)情報発信のコツ (SNSの公開と注意点、Google フォームの活用方法等) (3)情報交換「ICTを活用した取組」
対象	学校・児童福祉施設の食育担当者、市町栄養士など管内の食育指導に関わる職員

担 当 : 健康増進課
連絡先:0558-24-2037

河津小学校わさびの授業開催について

(賀茂農林事務所)

(目的)

地元の特産農産物で、「静岡水わさびの伝統栽培」として世界農業遺産に認定されたわさびについての理解を児童に深めてもらい、地域食文化の継承を図ることを目的に、JAふじ伊豆^{マル}東わさび共販委員会青年部を講師として招きわさびの授業を開催し、わさびに触れ合う機会を提供する。

(概要)

1 わさびの授業

- (1) 開催日時 令和6年9月26日(木)
午後1時40分から午後2時30分まで
- (2) 会場 河津小学校
- (3) 内容 わさびの特徴、栽培などについて教室で授業を行い、わさび田見学する前にわさびについて知ってもらう

2 わさび田見学

- (1) 開催日時 令和6年10月7日(月)
午前9時30分から午前10時40分まで
- (2) 会場 河津町梨本泉奥原 わさび田
- (3) 内容 生産者がわさび田を案内し、児童からの質問に答える

(対象者)

河津小学校3年生(46名)

(講師)

^{マル}東わさび共販委員会 青年部

(主催)

賀茂農林事務所

担当：地域振興課
連絡先：0558-24-2079

(資料1)

河津小学校わさびの授業 (10月7日(月) 9:30~10:40) わさび田案内図



拡大図 (2枚目へ)

北緯、東経

34.786993, 138.949134

泉奥原わさび田地図



34.786993, 138.949134

国道414号線を下田方面に進み、わさび処市山を左に曲がる道沿いにのぼると、左側にビニールハウスがある

工事安全パトロールの実施について

(賀茂農林事務所)

(目的)

賀茂農林事務所発注工事における労働災害事故の防止を図り、工事現場で一層の安全確保の意識を高めるため、現在施工中の工事現場をパトロールし、受注者等に安全確保を指導する。

(概要)

1 日 時

令和6年10月10日(木) 午前10時から正午まで

2 場 所

賀茂郡松崎町雲見

3 参加者

三島労働基準監督署第二方面主任監督官、下田建設業協会安全委員、賀茂農林事務所職員

4 パトロールする工事現場

工事箇所	工 事 名	工 事 概 要
賀茂郡松崎町 雲見	令和5年度治山(緊急予防)花沢工事	谷止工1基 (V=266.9 m ³)

5 その他

集合場所 花沢園地駐車場(賀茂郡松崎町雲見971)

集合時間 午前10時45分

担 当 : 総 務 課

連絡先 : 0558-24-2075

(別紙1)

令和6年度第1回賀茂農林事務所管内工事安全パトロール

1 日 時 令和6年10月10日(木) 午前10時～正午

2 場 所 賀茂農林事務所管内(賀茂郡松崎町雲見)

3 参加者

三島労働基準監督署	第二方面主任監督官	松田 大知
下田建設業協会安全委員会	委員長	河津 直行(河津建設株)
	委員	竹内 聖(株竹内組)
	委員	土屋 順一(東海建設株)
	委員	長田 芳郎(長田建設工業株)
	委員	田中 章(丸三工業株)
	委員	国本 正徳(有国本組)
	委員	山本 雄一郎(有原田建設)
	事務局長	北村 誠
賀茂農林事務所	所長	深野 智恵子
	次長兼総務課長	山口 誠司
	農山村整備部長	大川 慎一
	技監兼農村計画課長	塚本 眞大
	森林整備課長	伊澤 聡
	治山課長	橋本 有司
	総務班長	古谷 真彦
	治山課主任	西村 修平

4 行 程

【下田総合庁舎】 10:00 発

⇒ 現場へ移動 工事パトロール 10:50～11:50

現地解散

施工箇所	賀茂郡松崎町雲見
工事名	令和5年度治山(緊急予防) 花沢工事
施工業者	西伊豆貨物自動車(株)
工期	令和6年4月10日～ 令和6年11月19日
工事概要	谷止工1基(V=266.9 m ³)

(別紙2)

令和6年度 第1回賀茂農林事務所管内工事安全パトロール 行程表

令和6年10月10日(木)

出発時刻	到着時刻	所要時間	
10:00	10:00		下田総合庁舎にて三島労働基準監督署と合流。出発。
10:00	10:50	50分	工事現場①(松崎町雲見)へ移動
10:50	11:50	60分	パトロール① 令和5年度治山(緊急予防)花沢工事 (松崎町雲見)
11:50			現地解散

※下田建設業協会安全委員とは現地で集合。



くくりわな技術向上講習会の開催について

(賀茂農林事務所)

(要旨)

わな狩猟免許を習得したばかりの初心者等を対象に下記講習会を開催し、受講者の捕獲技術の向上と新たな捕獲従事者の掘り起こしを行い、農林業における獣害予防と山村地域の保全を図る。

(概要)

- 1 主 催 公益社団法人静岡県山林協会賀茂支部、静岡県賀茂農林事務所
- 2 参加者 賀茂地域在住のわな狩猟免許を取得したばかりの初心者（取得予定者も含む）等 定員 20名
- 3 開催日時 令和6年10月16日（水） 午前9時30分から午後4時まで
- 4 開催場所 講義：河津町役場
実習：風土の森（河津バガテル公園隣）
- 5 内 容
 - ・初心者を対象に、わな猟に関する基本的な知識・技能を習得するための講習
 - ・安全かつ効率的に捕獲できる技術を身につける実習
 - ・参加費無料
- 6 講 師 NPO法人ホールアース自然学校より派遣
- 7 昨年度の様子



講 義



実 習

担 当： 森林整備課
連絡先： 0558-24-2082

(資料2)

くくりわな技術向上講習会について

1 日 時

令和6年10月16日(水) 午前9時30分～午後4時

※午前9時から受付を開始します。

2 会 場

① 河津町役場2階第2会議室[河津町田中212-2]

② 風土の森(河津町峰・河津バガテル公園[河津町峰1073]の隣り)

※ 河津町役場から風土の森までは、各自で移動

3 日程(予定)

受付開始	9:00～	}	①河津町役場 2階第2会議室
講 義	9:30～12:00		
昼食休憩	12:00～13:00		
くくりわなの補修実習	13:00～13:45		
風土の森まで移動	13:45～14:00		
実 習	14:00～16:00		②風土の森



【集合場所】河津バガテル公園駐車場

【実習場所】風土の森(バガテル公園隣り)

出所 google map

賀茂農林事務所 森林整備課

電話 0558-24-2082

令和6年9月25日

定例記者懇談会資料

賀茂地域青年農業士連絡会出前講座について

(賀茂農林事務所)

(目的)

静岡県農業経営士協会は、将来の担い手と期待される高校生に、農業への関心を高めてもらうため、平成29年度から農業経営士、青年農業士による出前講座を行っている。

賀茂地域では、令和2年度から、青年農業士連絡会が県立下田高校南伊豆分校において、園芸科1年生に出前講座を行っている。今年度は生徒とのグループトークを通じ、農業の魅力を再認識し、将来の賀茂地域の農業について、議論する。

(概要)

- | | | | |
|---|---|---|-------------------------------|
| 1 | 日 | 時 | 令和6年10月16日(水)午後1時35分から3時25分まで |
| 2 | 場 | 所 | 静岡県立下田高等学校 南伊豆分校2階 1年生教室 |
| 3 | 内 | 容 | 題目「伊豆の農業者と語りあう(仮)」 |

- (1) 青年農業士の自己紹介
- (2) 農産物食べ比べ等実体験
- (3) グループトーク

《進め方》

グループに分かれ、グループごとに事前アンケートの回答内容について、青年農業士と話し合う。

- | | | |
|---|-----|--|
| 4 | 参加者 | ・同校 園芸科1年生(26名)
・賀茂地域青年農業士連絡会員 6～8名 |
|---|-----|--|

担当：地域振興課 山口
連絡先：0558-24-2079

青年農業士とは、40歳以下の、一定の農業経験を有し、農村青少年の自主的な組織活動に積極的に参画し、中心的役割を果たしている者又は中心的役割が期待される者

定例記者懇談会資料

賀茂農林事務所経営改革講座 経営計画発表会

(賀茂農林事務所)

(目的)

当事務所では、経営発展に取り組む意向のある農業者等を対象に、経営改革講座を開催し、経営計画の作成を支援しています。

今年度は、これまでに4回開催し最終回となる今回は、受講者がこれまでの講座を通して作成した経営計画を発表し、講師による講評等を通じて、計画の実践に向けた足掛かりとします。

(概要)

- 1 日 時 令和6年10月17日(木) 午後1時30分から午後4時50分まで
- 2 会 場 静岡県下田総合庁舎別館2階 賀茂キャンパス
- 3 日 程 13:30～13:45 開会、挨拶
13:45～15:30 受講生による発表(15分)、講師による講評等 (30分)
15:30～16:00 過去の受講生現況報告
16:00～16:50 講師による総評
16:50～16:55 激励の言葉

4 発表者

発表順	受講生が在住する市町	品目
1	松崎町	果樹
2	南伊豆町	野菜、果樹

- 5 講 師 株式会社イワサキ経営 マーケティングアドバイザー 宮口巧氏

- 6 主 催 静岡県賀茂農林事務所

7 その他

- ・経営計画の個人情報については、報道にあたって御配慮いただきますようお願いいたします。

担 当：企画経営課 古屋
連絡先：0558-24-2076